

【情報提供】

住まいを借りるときに火災保険に加入するのはなぜ？

多くの火災保険では、下記 3 つの事柄に備えることができます。

1. 家財の損害に備える

万が一、借りている住まいに火災が発生してしまった場合、入居者ご自身の持ち物(家財)も燃えてしまいます。このご自身の持ち物に生じた損害に備えるものが火災保険となります。

2. 大家さんへの賠償に備える

借りている住まいは、大家さんが所有しています。万が一、入居者の不注意が原因で火災などが発生してしまった場合、入居者ご自身の持ち物(家財)が燃えてしまうだけでなく、借りている住まいも燃えてしまいます。このようなとき入居者は、大家さんに対して、住まいに生じた損害を賠償する責任を負います。住まいを修復するには、多額の費用がかかりますので、このような事態に備えるために「借家人賠償責任特約」があります。この特約は、多くの火災保険に付帯することが可能です。

3. 他人への賠償に備える

住まいの使用等に際して、または日常生活において、入居者が誤って他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりしてしまうことがあります。この、入居者が他人に対して「法律上の損害賠償責任」を負った場合に備えられるのが「個人賠償責任特約」です。この特約も、多くの火災保険に付帯することが可能です。

いずれも大切な補償ですが、万が一の際に、特に費用負担が大きくなる大家さんへの賠償に備えることは、入居者はもちろん大家さんにとっても安心です。